

神奈川県行政書士会大和・綾瀬支部支部会費精算規則

(支部会費の精算)

第1条 会員が、神奈川県行政書士会の他の支部へ所属変更となった場合、支部会費を本規則の規定に則り精算する。

(精算の計算方法)

第2条 神奈川県行政書士会の他の支部へ所属変更となった会員に、納付済みの会費がある場合、所属変更になった月の翌月より、年度末までの会費を月割額により計算し、所属会員の指定する口座に振込でまたは、直接、本人に返還する。ただし、精算すべき納付済みの会費が千円未満の場合は、切手等または、直接、本人に返還するものとする。

(精算にかかる費用)

第3条 精算により支部会費を口座振込または切手等により返還する場合の経費は所属変更となった会員の負担とする。

(返還の金額)

第4条 精算により支部会費を口座振込または切手等により返還する場合の金額は、前条の経費を差し引いた金額とする。

(本人に支給する場合)

第5条 精算により支部会費を直接、本人に返還する場合は、支部長、副支部長または会計担当幹事の指定する場所で返還する。

(勘定科目の処理)

第6条 支部会費を返還した場合の勘定科目の処理は以下の通りとする。

借方	貸方
支部会費	現金又は預金

第7条 支部会費を口座振込または切手により返還する場合の経費の勘定科目の処理は以下の通りとする。切手は現金として取り扱う。

借方	貸方
支部会費	雑収入
事務費または通信費	現金又は預金

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

